

志賀小学校はなぞの会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、志賀小学校はなぞの会と称する。

(目的)

第2条 この会は、地域とともにある学校づくりを推進することを目的とする。

(活動)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 志賀小学校（以下、本校）を核とした地域づくり
- (2) 本校と地域との連携・協働の促進
- (3) 本校の教育振興に資する支援
- (4) 会員相互の交流につながる活動
- (5) 広報誌の発行
- (6) その他、目的達成のため必要な事業

(運営の原則)

第4条 この会は、第2条を目的とする任意団体として、次の原則に基づき活動する。

- (1) 組織の運営は会員の自主的な意思のもとで行う。
- (2) 特定の会員に過度な負担が及ぶことのないよう、だれもが参加・参画しやすい会の運営を目指す。
- (3) 必要に応じて事業ごとに運営を支援する会員の募集を行う。
- (4) 前条に掲げる活動以外の活動を目的とする団体及び事業には、いかなる関係も持たない。
- (5) 特定の政治信条や宗教にかたよることなく、又、もっぱら営利を目的とするような活動は行わない。

第2章 会員

(種類)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 本校に通う児童の保護者
- (2) 特別会員 本校に勤務する教職員
- (3) 団体会員 第2条の目的を共有する地域団体

(入会)

第6条 この会に入会しようとするものは、所定の入会申込書を提出する。

(会費)

第7条 この会の会員は、会費を納めるものとし、会費は月額300円とする。ただし、特別会員ならびに団体会員はこれを徴収しない。

(退会)

第8条 この会を退会しようとする会員は、所定の退会届を提出する。

第3章 総会

(総会の構成)

第9条 総会は、本会最高の決議機関であり、全ての会員をもって構成する。

(総会の種類)

第10条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の招集)

第11条 通常総会は、毎年5月に会長が招集する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に会長が招集する。

(1) 運営委員会が招集の必要を決議したとき。

(2) 議決権の5分の1以上を有する（総正会員の5分の1以上から委任を受けた）正会員より、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会招集の請求があったとき。

3 前項第2号の規定による総会の招集の請求があったときは、遅滞なく、その請求があったときから30日以内の日を総会の日とする招集の通知を発しなければならない。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第12条 総会の議長は、会長の指名したものがこれにあたる。ただし、前条第2項に基づき臨時総会を開催した場合は、出席正会員のうちからこれを選任する。

(総会の決議)

第13条 総会は、会員の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立する。

2 議案の決定は、出席者の過半数の同意を必要とする。

(総会の決議事項)

第14条 次の事項は総会の議を経なければならない。

(1) 会則の変更

(2) 活動計画及び収支予算の決定ならびに変更

(3) 活動報告及び会計報告の承認

(4) 顧問の選任

(5) 規程、規約、諸規則の制定、変更及び廃止

(総会の報告事項)

第15条 会長は選考委員会による運営委員の選任結果ならびに運営委員会による役員選定結果を通常総会に報告しなければならない。

(総会の特別決議)

第16条 第13条の規定にかかわらず、次の決議は出席者の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会則の変更

(2) 規程、規約、諸規則の制定、変更及び廃止

(3) 役員解任

(4) 解散

(総会の議事録)

第17条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 会長、議長および出席した正会員2名が、前項の議事録に署名または記名押印しなければならない。

第4章 運営体制

(運営委員の選任)

第18条 運営委員は正会員および特別会員から選任する。

2 運営委員の選任は、別に定める運営委員選任規程に基づき行う。

(運営委員の任期)

第19条 運営委員の任期は4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

(運営委員会)

第20条 第2条の目的を達成するため、運営委員30名以内からなる運営委員会を設置する。

2 運営委員会は委員長が招集し、必要に応じて開催する。

3 議案の決定は、出席者の過半数の同意を必要とする。

4 委員長は第3条1項4号に基づく活動の代表者ならびに団体会員に出席を求めることができる。

5 全ての会員は、会議を傍聴し、委員長の許可をえて発言することができる。

6 運営委員会に委員長、副委員長を置き、運営委員の中から選定する。

(運営委員会の役割)

第21条 運営委員会は下記の役割を担うものとする。

(1) 役員の選定

(2) 総会に提出する議案の審議

(3) 総会において決定された活動計画及び予算の執行

(4) その他、第2条の目的を達成するために必要となる事項

第5章 役員

(役員の種類及び数)

第22条 本会には、次の役員を置く。

(1) 会長 1名 (運営委員会委員長を兼務)

(2) 副会長 4名以内 (運営委員会副委員長を兼務)

(3) 会計 3名 (内、1名は特別会員枠)

(4) 監事 2名

2 前項の役員は運営委員の互選により、運営委員の中から選定する。

(役員職務)

第23条 役員職務は次のとおりとする。

(1) 会長は、会務を統括し、この会を代表する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。

(3) 会計は、この会の会計を行う。

(4) 監事は、会計や資産の状況、また、会の運営について監査する。

(顧問)

第24条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、本校ならびに本会の運営に精通する会員の内から会長が推挙し、総会において選任する。

3 顧問の定数は特に定めない。

第6章 会計

(会計)

第25条 この会の経費は、会費や事業収入ならびに寄付金をもってこれにあて、会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日までとする。

(目的外使用の禁止)

第26条 本会の資産は、第2条の目的達成のため以外に使用してはならない。

(活動計画及び予算)

第27条 活動計画書及び予算書については、毎会計年度開始の前日までに会長が作成し、運営委員会の決議を経て総会の承認を受ける。

(活動報告及び決算)

第28条 活動報告書及び会計報告書については、毎会計年度終了後、会長が作成し、会計監査を経てから総会に報告し、その承認を受ける。

(口座の管理)

第29条 口座の管理は会長と会計(会計管理者)とする。

第7章 慶弔

(慶弔)

第30条 慶弔は次のとおり行う。また、下記以外の特別な場合は、運営委員会で承認を得ることができる。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| (1) 保護者会員に不幸があった時 | 5,000 円と供花一对を贈る |
| (2) 児童に不幸があった時 | 5,000 円と供花一对を贈る |
| (3) 教職員に不幸があった時 | 5,000 円と供花一对を贈る |

第8章 事務局

第31条 この会の事務局を下記に置く。

志賀小学校はなぞの会 事務局

〒520-0011 滋賀県大津市南志賀一丁目5番1号 大津市立志賀小学校内

附則

1. 本会則は、令和2年4月1日から施行する。
2. 志賀小学校PTAが有する資産については、志賀小学校はなぞの会に移すものとする。